

伊勢市農業委員会 第183回 総会議事録

日 時	令和3年3月16日（火） 13時55分～15時11分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘</p> <p>14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史</p> <p>17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>18名</p> <p>9番 東浦 弘行</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	3番 吉田 保 11番 北村 安弘
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による 通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

	<p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. 農地の転用事実に関する照会書について (津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>5. 時効取得所有権移転の通知書について (津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>6. その他</p> <p>議長 定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第183回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 3番の吉田^{よしだ}保^{たもつ}さんと、 11番の北村^{きたむら}安弘^{やすひろ}さん のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
局長	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上あわせて4件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

係 長

では、まず本日配布しました資料等を確認させていただきます。まず正誤表、ホチキス留めの資料 2 部といつもの写真資料を配布いたしました。今回配布した資料が多くなってしまいご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。不足のある方は挙手をお願いいたします。

ではご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 7 件で田が 11 筆 12,094.14 m²、畑が 3 筆 9,895.00 m²で 計 14 筆の 21,989.14 m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、すべて所有権移転でございました。

それでは 1 - 1 ページをお開き願います。

1 番でございます。贈与でございます。受贈者である息子が、父親名義の西豊浜町の田 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 リサイクルプラザより南東に 70m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は 3 名でございます。

続きまして 2 番でございます。こちらは売買にございます。受人は村松町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は村松町地内 国道 2 3 号 村松町 1 交差点より北東へ 180m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は 2 名でございます。

続きまして 3 番でございます。こちらでも売買でございます。受人は上地町の登記地目畑、現況地目田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より西へ 590m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は 4 名でございます。

次のページをお願いします。1 - 2 ページをご覧ください。

続きまして4番でございます。こちらは贈与にございます。受人は小俣町相合の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より北東へ340mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして5番でございます。売買にございます。受人は小俣町湯田の登記地目畑、現況地目田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田公園より北西へ260mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は2名でございます。

次のページをお願いします。1-3ページをご覧ください。

6番でございます。こちらでも売買でございます。受人は小俣町新村の田4筆、小俣町湯田のすべて登記地目畑、現況地目田3筆 計7筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は小俣町新村及び湯田地内に点在しており、7筆すべてが農業振興地域内農用地区域内農地でございます。これらの農地は受人である谷口農地最適化推進委員の親族が所有している農地にございましたが、親が亡くなり、その子供たちがすべて市外に出ていってしまっており、残された農地について、本件の受人である谷口委員と6番の受人とで農用地を譲り受けることになったためでございます。現地調査の結果、耕作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして7番でございます。売買にございます。本件は特殊な案件になります。受人でございます松阪市大黒田町で畜産を営む有限会社谷岡畜産 代表取締役 谷岡 由美さんが、小俣町明野の畑2筆を譲り受けて、隣接する牛舎で飼育している肉牛のための飼料となるイタリアングラスという牧草を作る畑地としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内、北明野墓地より北東へ140mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。申請の際に、申請地が荒れていることと、新たに肉牛用の飼料を栽培することから営農計画書の提出がございました。現地調査の結果、申請のとおり荒廃農地であることを確認いたしました。

ところで、農地法上におきましては、農地ではない採草放牧地という定義された区分がございます。本申請が採草放牧地としたいというのならば農用地を農地ではない土地にしたいという申請になりますので、3条申請ができません。そのため申請内容を確認したところ、種をまき肥培管理した上で刈り取るとのこととございました。その内容をもとに、この場合は農地なのか採草放牧地のどちらに当てはまるのかを三重県農業会議、東海農政局等を確認したところ、種をまき肥培管理して刈り取るのであれば、耕作して栽培しているので採草放牧地とは言えず、農地である畑地とみなすとの回答がございましたので、今回の3条申請案件となったものでございます。なお、さらに受人が法人でございますので、受人である法人が農地所有適格法人の要件を満たさないと農地を取得できません。そのため事務所の所在地である松阪市農業委員会事務局に確認しましたところ、現時点では受人である法人は農地所有適格法人として認定されておりました。

ここで農地所有適格法人について、簡単にご説明します。本日お手元に配布しましたホチキス留めの資料をご覧ください。まず資料1は両面刷りの資料でございます、農地所有適格法人の要件と記載された農林水産省のホームページから引用した資料でございます。下のページ番号1の資料1をご覧ください。農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様、そして賃借する場合はどんな法人でも可能ですが、農地の所有については、農地を所有できる法人である「農地所有適格法人」でないと所有できません。これは農地法第2条第3項に規定されているものでございます。これには4つの要件がございまして、真ん中ほどに法人要件、事業内容、議決権、役員項目があります。これを詳しく説明したものが裏面の2ページ目でございます。ここに記載されている要件を満たすことができないと農地所有適格法人にはならず、農地を所有できないこととなります。

よって申請人である谷岡畜産が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかを伊勢市の事務局で確認いたしました。3ページの片面刷りの資料2のほうをご覧ください。確認した結果、農地法第2条第3項に定義されている農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしていることを確認いたしました。よって受人である谷岡畜産は、本申請をもって農地所有適格法人と認めるものとしたく存じます。そして事務局としてはこの受人である法人が飼料用の農地を所有することを認めることとしたいと考えております。よろしくご審議お願いいたします。

	<p>以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>続きまして2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は2件で、田が5筆で0.215㎡、畑が1筆 43.030㎡ 計6筆の43.245㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次のページをお願いします。</p> <p>2-1ページをご覧ください。</p> <p>1番でございます。こちらは平成30年3月16日に許可いたしました営農型太陽光発電設備の一時転用の更新申請でございます。先月分は他人の農地を借りて行っているのに対して、本件は自己所有の農</p>

地及び雑種地を一体利用して営農型太陽光発電を行うものでございますので、4条申請となり、転用部分は農地にかかる支柱部分のみとなります。そして底地である農地及び雑種地ではブルーベリーのポット栽培を行っているものでございまして、今年で3年目を迎えるものでございます。当初の申請では収穫するまでに3年はかかり、4年目から本格的に収穫するとのこととございましたので今のところは本格的な収穫はなしの状況です。農林水産省の指針によりますと、このような場合、ブルーベリーの選定等、適切に管理されていると認められますと更新が可能となるものでございます。現況は、事務局が毎月確認しており、それを見る限り、手入れがきちんとされていることを確認しております。また、今月末まで提出をお願いしている底地の農作物の状況報告も提出されており、生育状況等も良好であるとの報告をいただいております。これらのことを考慮して、事務局としては、やむを得ずこれを認めることとしたいと考えております。ただし許可日は本日付としますが、たまたまでございますが許可日と同日付とはなり、転用期間は転用期間が切れる令和3年3月16日から3年間の期間までとしたいと存じます。

続きまして2番でございます。申請が所有する中須町の畑におきまして、536㎡の内43.03㎡分を駐車場及び農機具を格納する農舎、建築面積4.70㎡を建てたいという部分転用の申請にございます。申請地は川端町地内 尾崎罌堂記念館より西へ460mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。なお、申請時に自家用車の駐車場部分を先に作ってしまったとのことで始末書がの提出がございました、よって現地調査の結果、転用する部分については、棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題はないとのこととございます。

議案第2号につきましては、以上2件でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することし、1番は一時転用許可更新案件でありますことから、転用許可期間につきましては、前回の許可期間から3年3月15日で終わることから令和3年3月16日から3年間とすることを条件とすることと決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

続きまして3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は11件で、田が8筆3,272㎡、畑が24筆の6,413㎡ 計32筆の9,685㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次のページ、3-1ページをご覧ください。

1番でございます。使用貸借でございます。借人である宇治浦田二丁目太陽光発電事業他を営む合同会社エム 代表社員 向井 賢司さんが、代表社員である向井さん個人名義の農地を借り受けて太陽光発電設備 154.71㎡としたいとの申請でございます。申請地は宇治浦田二丁目地内 市立進修小学校より南へ30mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。本申請にあたり、既に事前に転用してしまったとのことで始末書が添付されておりました。現地調査の結果、始末書とおりの内容を確認しましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は周囲にコンクリート擁壁及びフェンスを設置するものでございます。なお使用貸借期間は20年間とのこととでございます。

続きまして2番でございます。売買でございます。受人は辻久留二丁目の畑1筆及び隣接する山林39㎡を譲り受けて一体利用して、住宅平屋建1棟 建築面積124.56㎡を建てたいとの申請でございます。なお、渡人には成年後見人が設定されており、成年後見人の承諾を得ております。申請地は辻久留二丁目地内秋葉山トンネルより南東へ350mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地でございます。建ぺい率は31%で、排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-2ページをご覧ください。

3番でございます。こちらでも売買でございます。受人は神久三丁目の田1筆を譲り受けて、住宅2階建1棟 建築面積63.76㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は神久三丁目地内 久志本神社より北へ40mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は41%で、排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして4番でございます。こちらは使用貸借でございます。借人である孫が祖父名義の津村町の田1筆を借り受けて、住宅2階建1棟 建築面積52.17㎡、車庫45.78㎡ 合計97.95㎡としたい旨の申請でございます。申請地は津村町地内 NTT西日本 伊勢南電話交換所より北へ50mに位置する第1種農地でございます。なお、本件につきましては、もともと農用地でございましたが、令和元年11月19日付で農家分家住宅の目的で農用地除外決定が下りております。この結果除外後の農地区分は第1種農地となり、転用は原則不可となるのでございますが、不許可の例外規定がございまして、農地法施行規則第33条第4号に規定されております「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、集落の通常発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用と認められるものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は21%と22%を割り込みますが、申請地が不整形な三角地で効率的にできなかったとのことでございましたので、事務局としてはこれを妥当と認め本総会に上程したものでございます。排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

続きまして5番でございます。売買でございます。受人である磯町で不動産業を

営む株式会社アンジュー 代表取締役 荒木 孝行さんが、磯町の田 2 筆を譲り受けて、渡人が所有する公道 13 m²を一体利用して、共同住宅 3 階建 1 棟及び駐車場としたい旨の申請にございます。なお、共同住宅と申しますのは、それぞれ借人が借りた部屋に行くために供用する通路を使用する従来型の造りになっております。その一方で最近よく見かける玄関から全く別々になっている建物を長屋住宅と呼んで区別しておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北へ 130mに位置する既存集落内の第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置します。

続きまして 6 番でございます。こちらでも売買でございます。受人である愛知県小牧市で太陽光発電システム事業を営む株式会社 T S H 代表取締役吉井 司さんが、東豊浜町の畑 1 筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積 451.98 m²としたい旨の申請にございます。申請地は東豊浜町地内 浦の山樋門より西へ 150mに位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3 - 4 ページをご覧ください。

7 番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者である地縁団体の上地町中久保・湯田野組 代表者 中山 一也さんが、上地町の畑 1 筆を譲り受けて、隣接する公民館と一体利用して公園とし、自治会の行事や児童の遊び場としたい旨の申請にございます。なお本申請にあたり、申請前から当自治会が申請した内容で整備してしまっていた関係で始末書の提出もされましたので、現況地目は棒線表記となります。これは上地町中久保・湯田野組が使用している公民館に付随する公園を調べたところ、個人の共有名義の農地が含まれていることがわかり、これを自治会の土地にするためにこのような申請が提出された次第です。申請地は上地町地内 中久保湯田野公民館に隣接する既存集落内の第 3 種農地でございます。現地調査の結果、申し出のとおり公園となっていることを確認いたしました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

続きまして 8 番でございます。こちらでも売買でございます。受人は中村町の畑 1 筆を譲り受けて駐車場 2 台分としたい旨の申請にございます。申請地は中村町地内 宇治山田神社より東へ 120mに位置する都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内の第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農

地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題は無いとのことでございます。

次のページをお願いします。3-5ページ及び3-6ページをご覧ください。

9番でございます。こちらは売買でございます。所有者が多いので2ページにわたっております。よろしく申し上げます。ここで申し訳ありませんが、訂正が間に合わなかったため、本日配布しました正誤表のとおり、3か所訂正をお願いします。3-5ページの右端の「転用の目的及び施設の内容」において、分譲住宅17区画の所要面積(実測)の部分で、3,921.57㎡と記載しましたが、3,914.40㎡、公園等の所要面積(実測)が235.49㎡を242.67㎡に、一番下の全体の所要面積(実測)の5,476.47㎡を5,476.48㎡に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。では改めてご説明させていただきます。

受人である小木町で不動産業を営む株式会社大地開発 代表取締役 大南 苗伊子さんが、中村町の畑18筆を譲り受け、周囲の15筆の雑種地等を一体利用して、分譲住宅17区画としたい旨の申請にございます。申請地は中村町地内 近鉄五十鈴川駅より南へ240mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。本案件については、昨年度からこの話がありましたが、開発の関係で協議が長引き今回ようやくまとまり申請に至ったものでございます。現地調査の結果、該当する農地については、当初耕作地もあったのですが、いまではすべて耕作をやめてしまっており、すべて荒廃農地と判断されました。こちらの案件につきましては、通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号へに規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とします。被害防除としてコンクリート擁壁を設置します。また、本案件は、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次のページをお願いします。3-7ページをご覧ください。

10番でございます。こちらでも売買でございます。受人である名古屋市東区で太陽光発電事業を営む株式会社アクトホールディングス 代表取締役 筑紫

大さんが、二見町山田原の田2筆を譲り受けて、太陽光発電設備 505.51 m² としてたい旨の申請にございます。申請地は二見町山田原地内 市立五峰保育園より東へ30mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。この申請地に置ける太陽光パネルの設置面積が占める割合を計算しますと36%と三重県農業会議が定める基準の40%を割り込んでしまいます。この点について理由書が提出されまして、申請者が申請地を確認したところ当該地が湿地であることから、貯水路を作る必要があるとのことでした。なぜ貯水路であるかと申し上げますと、パネルの配置との兼ね合いで貯水池とするまとまった部分が確保ができないので細長い貯水池のような貯水路をつくることとしたものでございます。よって全体面積に1,368 m²に対して110 m²の貯水路を作る必要があることから、その分を差し引いて1,258 m²でのパネルの設置割合は40%となる旨の内容でございました。事務局としてはこれを認め本総会に上程したものでございます。排水は雨水のみで自然浸透を通して貯水池に逃がし、被害防除としてフェンスを設置します。

続きまして11番でございます。こちらもお買いでございます。受入である名古屋市中東区で太陽光発電事業を営む株式会社アクト 代表取締役 筑紫 大さんが、二見町山田原の畑2筆、田1筆 計3筆を譲り受けて太陽光発電設備430.74 m² としてたい旨の申請にございます。ここで先ほどご説明いたしました10番と代表取締役が同じ名前ですが、法人名と所在地が異なることから別法人と判断せざるを得ず、別々の申請案件となっております。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。申請地は10番の北側に隣接する第2種農地にございます。本件におきましても、こちらの申請地における太陽光パネルの設置面積が占める割合を計算しますと10番と同様に35%と三重県農業会議が定める基準の40%を割り込んでしまいます。この点について同様に理由書が提出されまして、申請地が不整形な土地形状をしていることと、10番の隣地であることから同様に湿地であり、貯水池に自然浸透した雨水を引き込む必要があり、全体面積1,203 m² に対して150 m²の貯水池を作る必要があることから、その分を差し引いて1,053 m²でのパネルの設置割合は40%となる旨の内容でございました。これも10番と同じ内容となることからこちらもおやむを得ず同様に上程するものでございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置します。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも

<p>議 長</p>	<p>転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、9番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定致しました。</p> <p>続きまして議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>山神 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は147件で、田が172筆の243,463.22㎡、畑が103筆の71,525.02㎡、計275筆の314,988.24㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇所有権の移転が合わせて3件で、 田が3筆の3,406㎡、畑が1筆の2,491㎡、計4筆の5,897㎡。 ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、畑のみ2筆の2,002㎡。 ◇1年1か月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の655㎡。 ◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の1,008㎡。

◇2年9か月の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、
畑のみ2筆の2,901 m²。

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、
田が2筆の2,940 m²、畑が2筆の2,376 m²、計4筆の5,316 m²。

◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、畑のみ2筆の436 m²。

◇4年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ3筆の3,163 m²。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が30件で、
田が42筆の57,103 m²、畑が18筆の16,897 m²、計60筆の74,000 m²。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ5筆の3,531 m²。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が22件で、
田が2筆の988 m²、畑が35筆の21,165 m²、計37筆の22,153 m²。

◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、
田が8筆の8,198 m²、畑が2筆の5,102 m²、計10筆の13,300 m²。

◇6年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の1,555 m²。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が31件で、
田が53筆の81,561.61 m²、畑が2筆の1,832 m²、計55筆の83,393.61 m²。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が29件で、
田のみ53筆の81,561.61 m²。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が15件で、
田が1筆の1,011 m²、畑が34筆の13,105.02 m²、計35筆の14,116.02 m²。

以上件数は147件で、田が172筆の243,463.22 m²、畑が103筆の71,525.02 m²、計275筆の314,988.24 m²でございます。転貸抜きの件数は117件で、田が114筆の158,370.61 m²、畑が103筆の71,525.02 m²、計217筆の229,895.63 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。

このうち4-4ページの28番から41番及び4-10ページの141番と142番は森北 もりきた 雅博 まさひろ 委員に關係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

（森北委員退席、審議）

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後審議再開)

続きまして4-5ページの51番は中川 ^{なかがわ} ^{あさみ} 亜沙美委員に関係する分でございます。ひとまず中川委員ににご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中川委員退席、審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号の中川委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中川委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中川委員着席後審議再開)

続きまして4-9ページの133番と134番は中西^{なかにし}重喜^{しげき}委員に関する分
でございます。ひとまず中西委員にご退席いただきまして、この件を
審議いたしたいと思います。

(中西委員退席、審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いい
たします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない
ようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号の中西委員に関する分
については承認することに決定いたしました。それでは、中西委員にお戻りをい
ただきたいと思います。

(中西委員着席後審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。ご
何か質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

吉田委員

内訳の2段目で所有権の移転が2件ありますが、受人が2人で渡人
が1人ではないでしょうか。

山神
(農林水産課)

失礼しました。受人が2名で、渡人は三重県農林水産支援センター
のみで1名となります。

議 長

ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、その他の4号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書
について
……………1件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……………3件(説明内容記録省略)
3. 農地利用変更届出書について
……………1件(説明内容記録省略)
4. 農地の転用事実に関する照会書について
(津地方法務局伊勢支局より)
……………1件(説明内容記録省略)
5. 時効取得所有権移転の通知書について

(津地方法務局伊勢支局より)

……1件 (説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。

係 長

それでは事務局から連絡させていただきます。

本日配布しました右肩に資料4と記載しましたホチキス留めの資料をご覧ください。これはこれまでに農業委員会が許可した営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書をまとめたものでございます。この件につきましては、昨年と同様に、農林水産省の通知により毎年2月末までに状況報告の提出を求めているものでございます。これは事務局が毎月、現地パトロールを実施し、許可済地の管理状態等を確認しているところでございます。そして書類が全部出揃ったところで、内容を事前に三重県農地調整課 担当 東川様にご確認・ご指導いただいたところです。また、昨年度と同様に、いまだ収穫できない許可地におけるポイントとして適正な管理がされているどうか確認し、適正に管理されていると判断できれば問題なしと判断されるものでございます。また、報告書に変更がありまして、平成30年8月30日の農林水産省のQ&Aにおいて、収穫できない年についても知見を有する者からの意見が必須事項となっております。その結果を1ページの一覧表にまとめまして右側に県の判断と指摘事項という欄に記載させていただきました。このページ以降はそれぞれの報告書となっております。

1番については、農作物はブルベリーで4年目を迎え、収穫が本格化しましたが、収穫量の単収が80%を切る結果となりましたので、知見を有する方から収穫量を上げる指導を受けたということでございました。県と協議した結果、この内容は妥当と判断したところです。

2番についてです。こちら4年目となり、現地を見る限り問題はございませんでしたが、一昨年伝票の一部紛失してしまい、指導して

昨年度はちゃんとしてきたのですが、今年度またまた紛失してしまいましたという連絡があり、あるだけ伝票を提出させて、精査したところ、収穫量は昨年度より下回りましたが、提出してもらった伝票等で勘案すると基準の80%を超えており妥当と判断できるとして、県と協議したところ、やむなしとの判断をいただきました、そのため、再度申請人には来年度はきちんと管理するよう指導することといたします。

続きまして3番及び4番ですが、作物はブルーベリーで4年目で初めて収穫できることから、今年度は3年目にあたり、ポイントとして適正な管理がされているどうか確認し適正と認めたところでございます。どちらも予定よりも順調に生育しており、収穫量を記載しておりますが、これはあくまでも試行的に収穫して、単収ではなく全収量の記載をしていることから問題はないと判断をいただきました。

また、5番から11番についてですが、このうち5番から9番までは、農作物の変更願いが出まして、桝からブルーベリーへの農作物変更を9月15日付で認めたところですが、ところが、ブルーベリーポットを配置するまで管理が不十分で草だらけにしていたので指導して適正に管理するように注意しました。そして草を刈って、このほど5件につきましてはブルーベリーポットが置かれたところでございますので問題はないとの判断したものです。

また残りの2件につきましては、従来通り桝でございますが、今年度観察しておりましたところ、管理が行き届かずすべて枯れてしまいました。早速連絡して植え直しを指導したところでございます。今年度2年目にあたり、今度は枯らさないようにするとのことで、県と協議してやむなしと判断したところでございます。しかし今度枯らしてしまった場合は、県と改めて協議して転用期間の更新を認めないことも含めて協議する予定でございます。

またすべてにおきまして共通ですが、一時転用期間において適正に管理されていないければ太陽光発電設備を自ら撤収するという確約書を提出してもらっていることを改めて伝えて注意喚起をしたところでございます。よって、事務局としては、来年の報告に向けて本年と同様に定期的なパトロールによる現地確認、必要に応じての指導等を行うこととして今年度はこの内容にて県に報告させていただきたいと思ひ

ます。よろしくお願いいたします。

次にお手元に配布しましたもう一つのホチキス留めの資料の最後ページ、資料3をお願いいたします。

令和3年度の会場予定表でございます。先月の総会にて1年間のスケジュールが決まりましたので、早速会場を手配したのですが、すべての総会に講堂が使用できませんでした。そのため総会の会場の予定表を作成して皆様に事前にご連絡させていただきます。

この表の中の9月ですが、※が付いております。これは本来なら委員の皆様が極力移動しなくて済みますように2-4会議室を押さえたかったのですが、ちょうどそのくらいの時期に空調工事の予定があるそうなので、念のために確実に会場をおさえるためハートプラザみそのを予約しております。もし工事に影響がなければ2-4会議室に変更するかもしれませんのでご承知おきください。

また、国政選挙等がありますと、この御菌総合支所の講堂が期日前投票の会場となりますので、その際にはまた会場を変更することがありますのでご注意ください。

そして以前から申し上げている通り、総会の前にその都度ご案内の通知を送付しますのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

そして次回の3月の現地調査のお願いでございます。

3月25日(木) 出口 勝信 委員 北村 安弘 委員

3月26日(金) 森北 雅弘 委員 大西 正義 委員

にそれぞれお願いをさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

出口委員

農業委員と推進委員はどのように連携していくのですか。会場に一同に会して意見交換を行う場などはありますか。またどのように連携を進めていけばよいのですか。

局長

委員の皆様と一緒に集まりいただく機会は今のご時世の中ではなかなか取りにくいですが、推進委員さんにも申請についての意見を言

<p>議 長</p>	<p>っていただきたいということで申請についての資料を送らせていただいております。また新年度以降ですが、人・農地プランについての会議などを市のほうで開催できる機会などがあれば、農業委員と推進委員と一緒に参加していただくなどの形をとらせていただきたいと考えておりますが、まだこの時世の中では難しいと思われます。例えば今回の申請案件についても、推進委員が各地域にいますので、資料を送らせていただいて、その案件についての事情などを教えていただければ、地元の委員同士でご相談いただくなどの形をとって進めさせていただきますと考えております。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、特にないようございませすので、第183回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
------------	--

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____